

議案第 89 号

所沢市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

所沢市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

住民票に旧氏の記載を求めることができるようになったことを踏まえ、旧氏を組み合わせた印鑑について登録できるよう所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市印鑑条例の一部を改正する条例

所沢市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第7条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載（同法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第8条第1項第3号中「外国人住民」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第16条において同じ。）」を削る。

第14条第1項第5号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第16条第1号中「外国人住民」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同条第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。